

資料編

1 地域戦略策定までの流れ

西暦	和暦	秋田県	国
1993	H5		生物多様性条約の発効
1995	H7		生物多様性国家戦略の閣議決定
1997	H9	秋田県環境基本条例の制定	
1998	H10	第1次秋田県環境基本計画の策定	
1999	H11	秋田県生物多様性保全構想の策定	
2002	H14	県版レッドデータブック2002(動物編・植物編)の発行	
2008	H20		生物多様性基本法の制定
2010	H22		生物多様性国家戦略2010の閣議決定 COP10における愛知目標の合意
2011	H23	第2次秋田県環境基本計画の策定 第1回秋田県生物多様性保全構想改訂委員会 ⇒中断	
2012	H24	レッドデータブック2002年版(動物編・植物編)の改訂作業に着手	生物多様性国家戦略の閣議決定(2012-2020)
2014	H26	レッドデータブック2014年版(維管束植物)の発行	
2016	H28	レッドデータブック2016年版動物Ⅰ(鳥類・両生類・爬虫類・淡水魚類・陸産貝類)の発行	
2019	H31	レッドデータブック2020年版動物Ⅱ(哺乳類・昆虫類)の発行	
2020	R2	第3次秋田県環境基本計画の策定作業着手 秋田県生物多様性地域戦略策定作業の着手	
2021	R3	第3次秋田県環境基本計画スタート(2021-2030) 秋田県生物多様性地域戦略スタート(2021-2030)	次期生物多様性国家戦略の策定(2021-2030)

2 秋田県環境審議会自然環境部会委員名簿

＜委員＞

※五十音順

委員氏名	所属・役職名	備考
青木 満	※自然環境部会長 元秋田県立大学研究・地域貢献本部主監	環境保全
香月 英伸	東北森林管理局 計画保全部長	森林行政 (充職)
佐々木 均	日本野鳥の会秋田県支部 支部長	野鳥保護
佐藤 磯男	あきた鳥の会 会長	動物
佐藤 龍司	秋田県森林組合連合会 代表理事専務	林業団体 (充職)
露崎 浩	秋田県立大学生物資源科学部 教授	植物生態学
藤原 信三	一般社団法人秋田県猟友会 会長	狩猟者団体 (充職)

＜秋田県生物多様性地域戦略専門委員＞

※五十音順

委員氏名	所属・役職名	備考
梅津 一史	秋田自然史研究会 元秋田県立博物館 主任学芸主事	昆虫
樋口 正信	独立行政法人国立科学博物館植物研究部 部長(兼)筑波実験植物園 園長	植物系統分類学
蒔田 明史	公立大学法人秋田県立大学 生物資源科学部 学部長	生態学・環境教育学

＜オブザーバー＞

氏名	所属・役職名	備考
片野 登	秋田県立大学 名誉教授	秋田県環境審議会会長

3 秋田県の自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資するため自然公園を指定しています。公園区域内では一定の行為が規制され、特別地域内では指定された動植物の捕獲や採取などが禁止されるとともに、特別保護地区では動植物の捕獲や採取などが禁止されています。

区分	公園名	指定年月日	関係市町村	面積 (ha)						
				特別保護地区	特別地域			普通地域	海域	合計
					第1種	第2種	第3種			
					計					
国立公園	十和田八幡平	S11.2.1	鹿角市、小坂町、仙北市	1,501	6,019	8,309	10,593	367		26,789
		(S31.7.10 八幡平地区追加)			24,921					
国定公園	鳥海	S38.7.24	にかほ市、由利本荘市		240	4,820	10,342		538	15,940
					15,402					
	栗駒	S43.7.22	湯沢市、東成瀬村	3,158	3,062	2,607	14,380			23,207
					20,049					
	男鹿	S48.5.15	男鹿市	160	1,237	2,606	4,080	73	3,378	11,534
7,923										
計	3箇所		3,318	4,539	10,033	28,802	73	3,916	50,681	
					43,374					
県立自然公園	田沢湖抱返り	S35.4.1	仙北市		83	4,275	1,828	1,291		7,477
					6,186					
	きみまち阪	S39.7.16	能代市			239	304	56		599
					543					
	八森岩館	S39.7.16	八峰町		101	86	748	68	1,176	2,179
					935					
	森吉山	S43.10.1	北秋田市		412	2,804	11,370	628		15,214
					14,586					
	太平山	S47.7.15	秋田市、五城目町、上小阿仁村		614	3,328	7,955			11,897
					11,897					
田代岳	S50.1.11	大館市		106	677	1,072			1,855	
				1,855						
真木真昼	S50.1.11	大仙市、美郷町		1,553	3,000	1,320	30		5,903	
				5,873						
秋田白神	H16.8.24	八峰町、藤里町		331	684	3,091	2,169		6,275	
				4,106						
計	8箇所			3,200	15,093	27,688	4,242	1,176	51,399	
					45,981					
合計				4,819	13,758	33,435	67,083	4,682	5,092	128,869
					114,276					

4 自然環境保全地域

すぐれた自然環境を保全することが特に必要な区域の生物多様性の確保、自然環境の保全を推進することにより、国民が自然環境の恵沢を享受するなどのため、自然環境保全地域等を指定しています。自然環境保全地域等では一定の行為が規制され、野生動植物保護地区内では指定された動植物の捕獲や採取などが禁止されています。

(1) 国指定自然環境保全地域

地域名	関係市町村	総面積 (ha)	特別地区 (ha)	保護地区*1 (ha)	指定年月日	主な保全対象
白神山地	藤里町	4,336	2,466	2,466	H4. 7.10	大規模ブナ林及びイヌワシ、クマゲラ等

(2) 県指定自然環境保全地域

*1：野生動植物保護地区

地域名	関係市町村	総面積 (ha)	特別地区 (ha)	保護地区*1 (ha)	指定年月日	主な保全対象
南由利原	由利本荘市	191.80	74.60		S49.11. 2	湿原植物群落、草原植物群落
湯の台・小方角沢	大仙市	53.40	12.70	12.70	S49.11. 2	湿原植物群落、ハッチョウトンボ多産地
冬師	にかほ市	32.40			S49.11. 2	湿地林、湿原植物群落
露熊山峡	北秋田市	71.10	22.20		S50. 2.22	岩壁植生
保呂羽山	横手市	10.50	10.50		S50. 2.22	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
刈女木	羽後町	33.80			S51. 3.30	湿原植物群落
羽黒山	八峰町	5.10			S51. 3.30	暖地性植物
外山	横手市	17.20			S52. 8.11	ブナ-ユキツバキ群落
丁岳	由利本荘市	88.16	88.16		S53. 1.24	ブナを主体とする天然林、亜高山性植物
番鳥森	秋田市	126.83	126.83		S53. 1.24	ブナ及びミズナラを主体とする天然林
鞍山風穴	北秋田市	6.93	0.65	0.65	S56. 3.14	風穴植物群落
金峰山	横手市	21.93	3.97		S56. 3.14	ブナ-ユキツバキ群落
小又風穴	北秋田市	21.283	3.60	3.60	S57. 5. 1	風穴植物群落
親川	由利本荘市	16.67	12.91	12.91	S60.10. 8 H15.11.4 (拡張)	タブノキ群落、ヤブツバキ群落
出戸湿原	潟上市	2.74	2.74	2.74	H15.11. 4	湿原植物群落
加田喜沼	由利本荘市	4.0811	4.0811	4.0811	H16.12. 3	湿原植物群落
笹森山	由利本荘市	114.67	42.67	42.67	H21.12.15	シナノキ群落内の貴重植物
安本	横手市	5.0			H28.4.22	
計	18 地域	818.5941	405.6111	79.3511		

※特別地区の面積は総面積の、野生動植物保護地区の面積は特別地区のそれぞれ内数。

(3) 県指定緑地環境保全地域

地域名	関係市町村	総面積 (ha)		指定年月日	主な保全対象
長木溪谷	大館市	238.0		S49.11.2	溪谷、スギ-ブナ群落
今泉	北秋田市	37.5		S52.8.11	池沼、広葉樹林、スギ林
千屋並木	美郷町	7.1		S51.3.30	アカマツ並木、スギ並木
石沢峡	由利本荘市	152.2		S59.5.26	溪谷、ケヤキ群落
計	4地域	434.8			

5 秋田県版レッドデータブック掲載種数一覧

	絶滅	野生 絶滅	絶滅危惧				準絶滅 危惧	情報 不足	地域 個体群	分布上 希少な 雑種	留意種	継続 観測種	合計	
			絶滅 危惧 IA類	絶滅 危惧 IB類	絶滅 危惧 II類	絶滅 危惧 計								
1 哺乳類				10	5	15	5	2		—	2	4	28	
2 鳥類			10	4	17	31	42	20		—	1		94	
3 爬虫類						0		2		—			2	
4 両生類						0	1			—			1	
5 淡水魚類	1		6	6	8	20	7	9	1	—	3		41	
6 昆虫類	5		35	44	43	122	72	105	1	—	2		307	
7 陸産貝類			4	3	3	10	4	3		—	1		18	
8 維管束植物	12		168	217	145	530	149	33		62	13		799	
9 蘚苔類			19			19	1	13		—			33	
10 地衣類			3		2	5	5	8		—			18	
11 シヤジクモ類	2		6		4	10	4	1		—			17	
			28 ※											0
計	20		223	284	227	762	290	196	2	62	22	4	1,358	

※蘚苔・地衣・シヤジクモ類は絶滅危惧IA類とIB類の区分なし

6 秋田県版レッドリスト・レッドデータブックカテゴリー定義

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>● 絶滅</p> <p>Extinct (EX)</p> <p>本県ではすでに絶滅したと考えられる種（注1．以下同じ）</p>	<p>過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下を含め、本県ではすでに絶滅したと考えられる種</p>	
<p>● 野生絶滅</p> <p>Extinct in the Wild (EW)</p> <p>飼育下でのみ存続している種</p>	<p>過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下では存続しているが、本県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>	
<p>● ○ 絶滅危惧 I 類</p> <p>絶滅危惧 I 類 (CR+EN)</p> <p>絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①既知のすべての個体群で、機率的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 I A 類</p> <p>Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合。</p> <p>1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間(注2．以下同じ)を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>

	カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
● 絶滅 危 惧 T H R E A T E N E D			<p>3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が100km²未満若しくは生息地面積が10km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年間若しくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、若しくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>

カテゴリ及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>● 絶滅危惧</p> <p>T H R E A T E N E D</p>		<p>絶滅危惧 I B 類</p> <p>Endangered(EN)</p> <p>絶滅危惧 I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が500km²未満若しくは生息地面積が50km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5年間若しくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
● 絶滅危惧			<p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。</p> <p>a) 個体群構造が次のいずれかに該当</p> <p>i) 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</p> <p>ii) 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。</p> <p>b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、若しくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>
	<p>○絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)</p> <p>絶滅の危険性が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】</p> <p>①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</p> <p>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</p> <p>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <p>1. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後10年間若しくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む10年間若しくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
		<p>B. 出現範囲が2,500km²未満若しくは生息地面積が250km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 10年間若しくは3世代のどちらか長い期間内に10%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、若しくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。</p>

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>●準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点では絶滅の危険性は低いが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。</p>	
<p>●情報不足 Data Deficient (DD)</p> <p>「絶滅危惧」に移行する可能性はあるが、評価するだけの情報が不足している種。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <p>a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>	
<p>●地域個体群 Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅の危険性が高い個体群。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているか、その危険が増</p>	

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
	<p>大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	

(注1) 種：種及び亜種を示す。

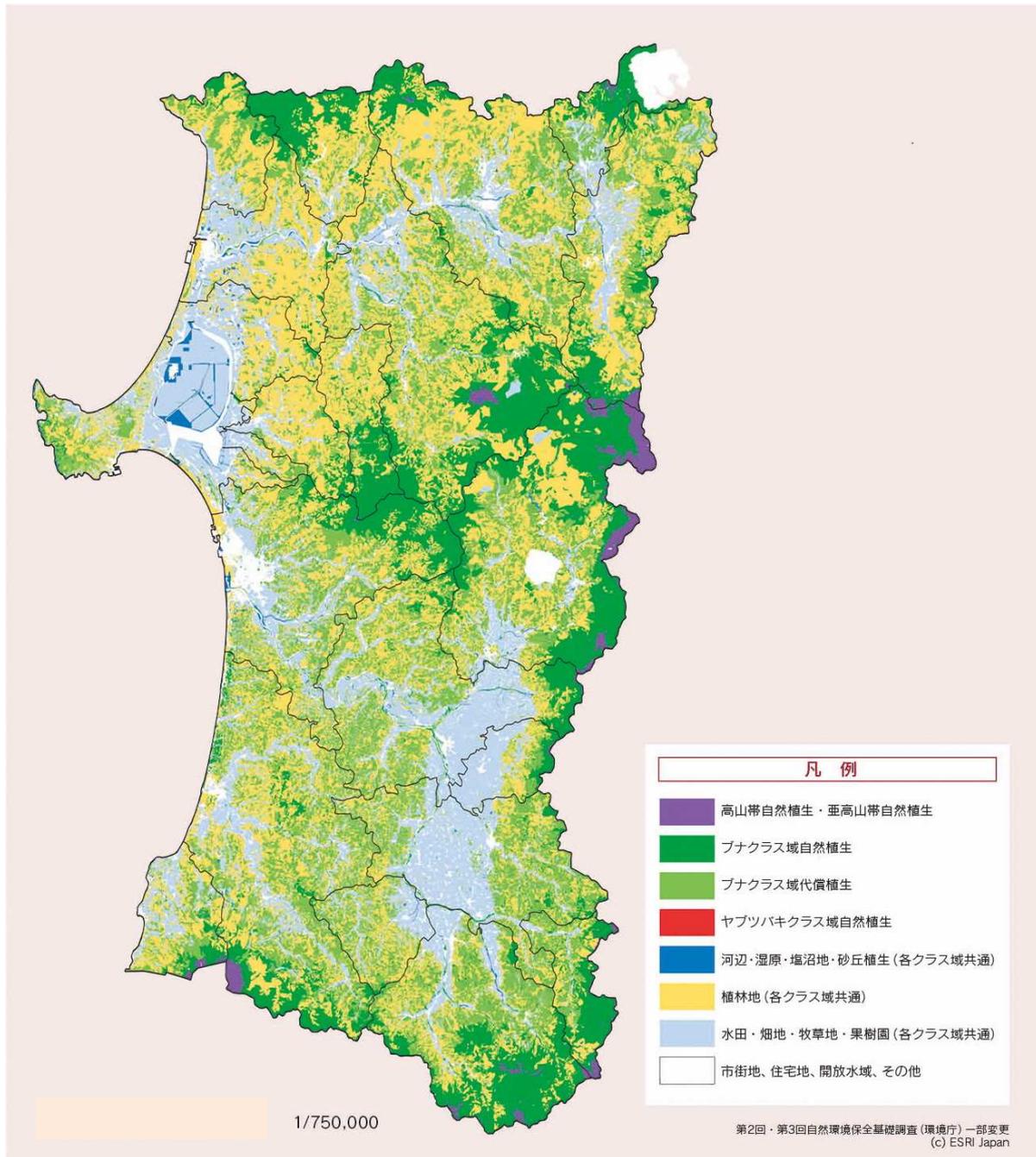
(注2) 過去10年間若しくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

■ 付属資料

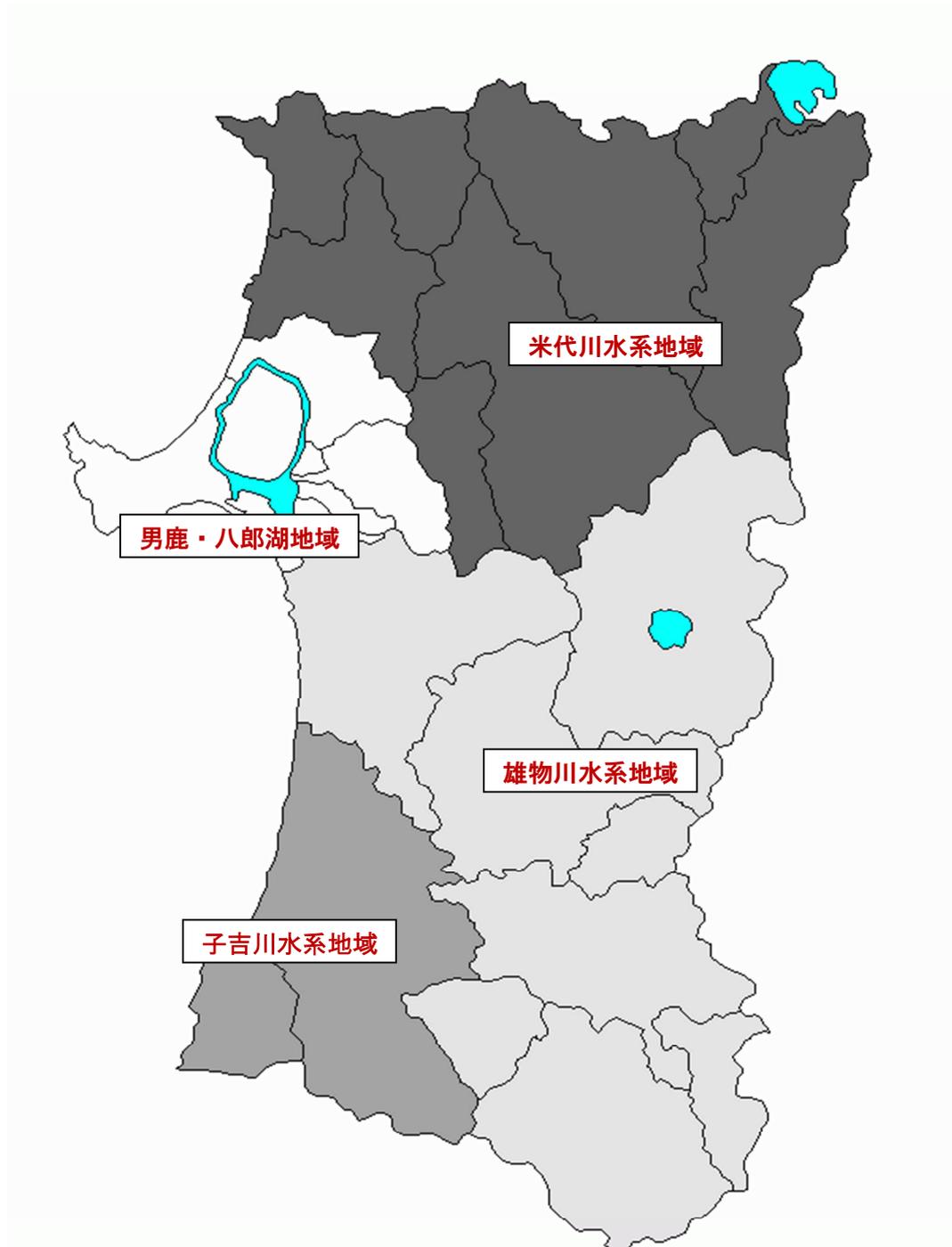
カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>●留意種</p> <p>Noteworthy (N)</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>①本県では絶滅のおそれはないが、国際的、国内的に保護を要するとされている種。</p> <p>②現在は保護策が講じられていて、差し迫った危機はないが、それが中止されれば絶滅危惧Ⅱ類以上の危険度になる種。</p> <p>③過去に個体数・分布が著しく減少した種。</p> <p>④他の機関で準絶滅危惧以上の評価を受けている種で、本県での生息状況等に留意すべき種。</p>	
<p>●継続観測種</p> <p>Continuous Monitoring Needed (CM)</p> <p>※哺乳類限定</p>	<p>次に該当する種</p> <p>秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、人身被害や農林業被害を防止するため、個体数調整捕獲等による個体数管理（サル、ツキノワグマ）、狩猟・有害駆除等による積極的な捕獲の推進（ニホンジカ、イノシシ）及びモニタリング調査などにより、継続的に生息動向を把握し、適正に管理していく必要がある種。</p>	

7 秋田県現存植生図

下図は環境省が実施した自然環境保全基礎調査植生調査(1/50,000縮尺)の成果をもとに、植生を8つに区分して、その水平分布を示したものである。



8 秋田県の水系別地域



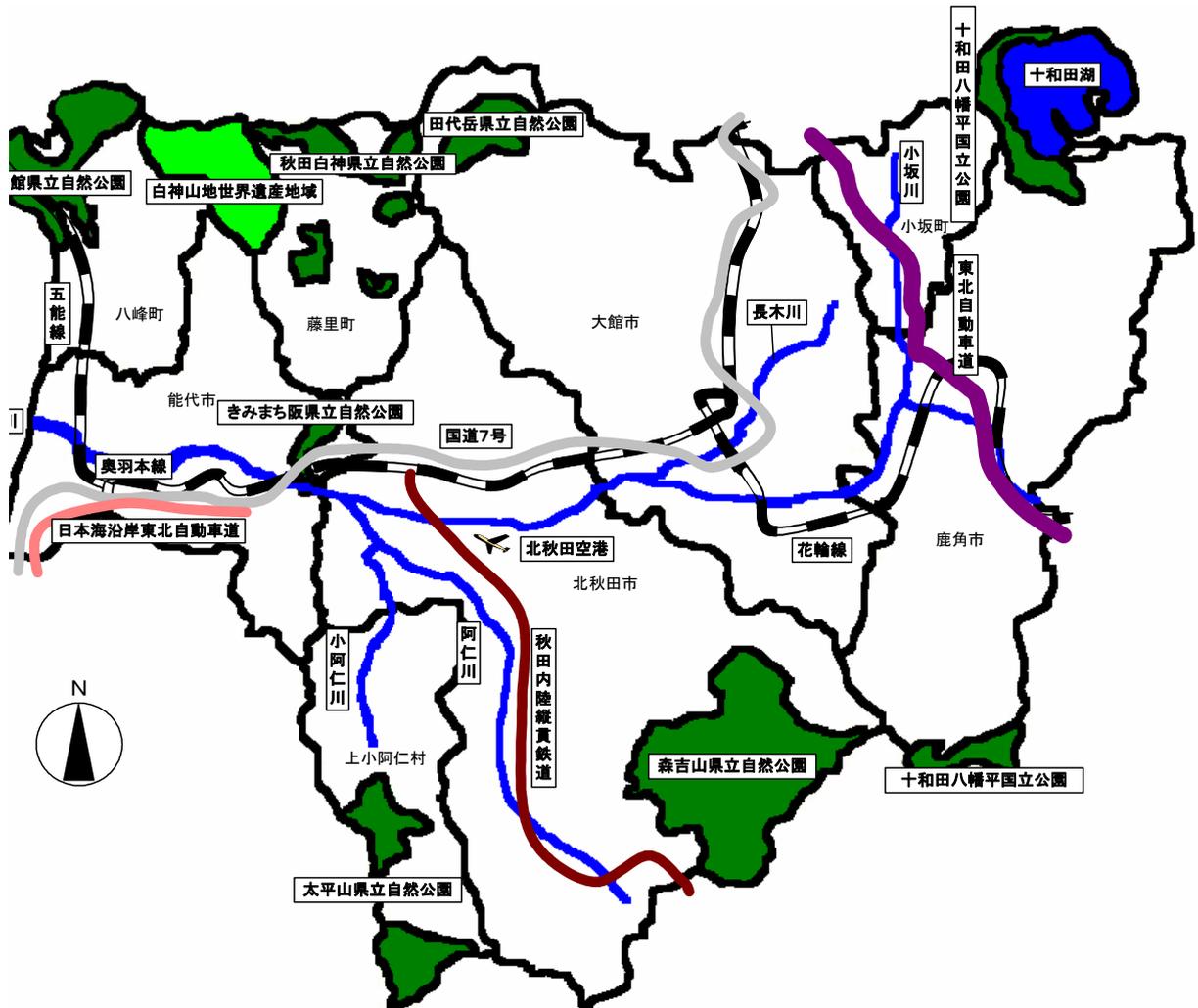
○米代川水系…能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町

○雄物川水系…秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

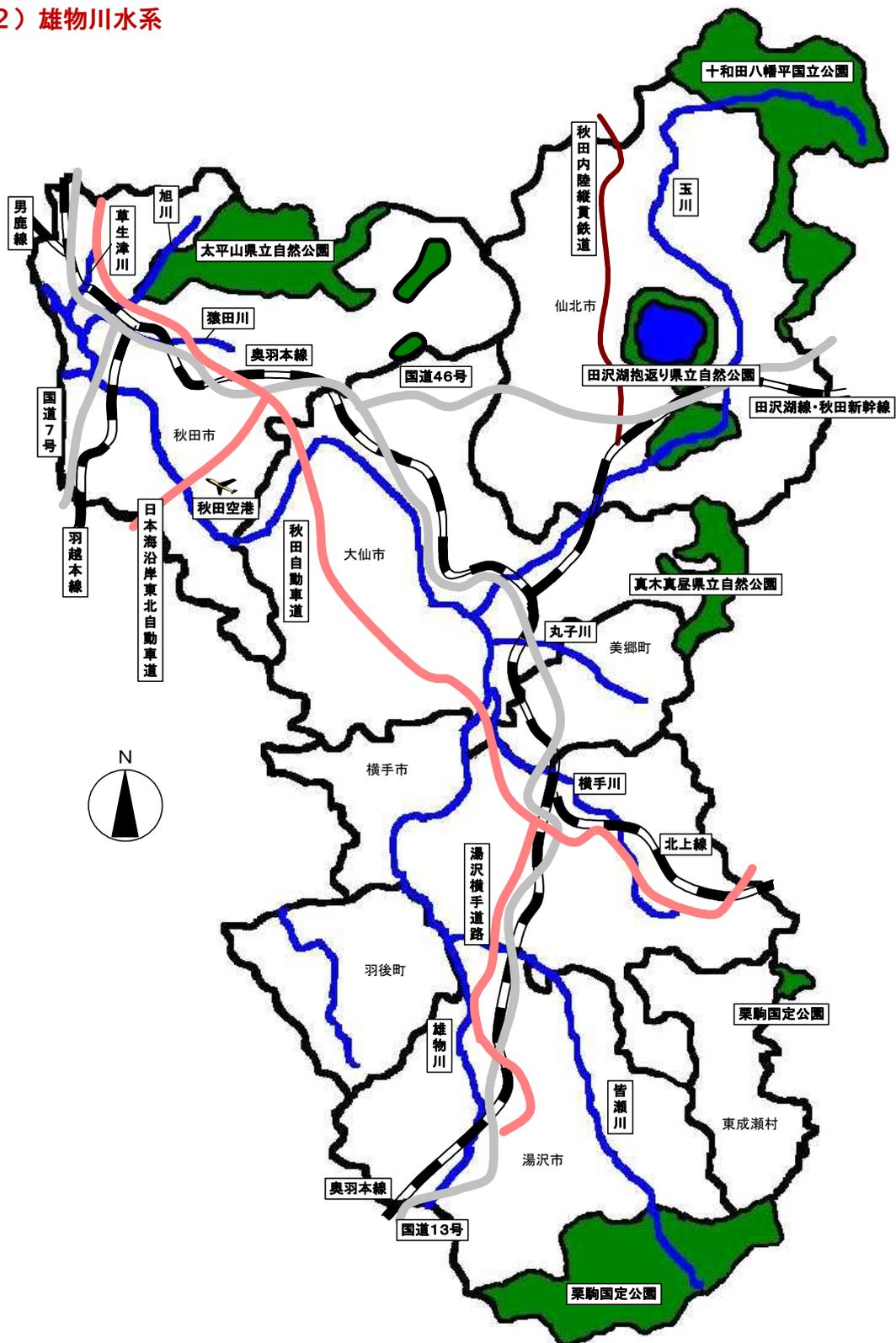
○子吉川水系…由利本荘市、にかほ市

○男鹿・八郎湖…男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

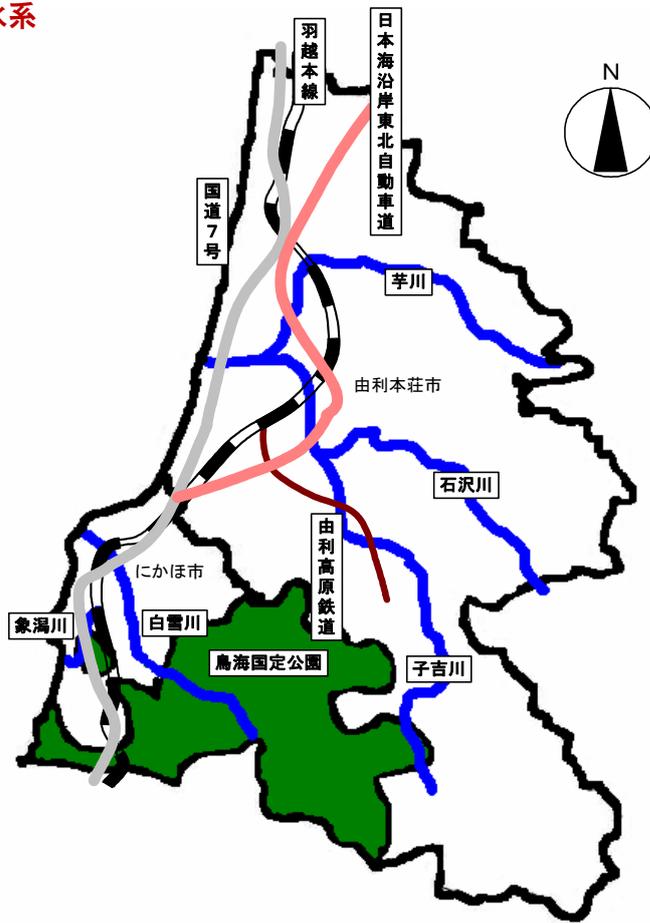
(1) 米代川水系



(2) 雄物川水系



(3) 子吉川水系



(4) 男鹿・八郎湖



用語の解説

<あ行>

秋田県生物多様性保全構想

本県の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していくため、秋田県環境基本条例第9条の基本方針並びに秋田県環境基本計画の重点プロジェクトである「生物多様性の確保」の実現を図るため、具体的な施策の方向性、対応方針などを明らかにしたもの。

遺存的

かつては広い範囲に分布していたが、今では狭い地域に限定されて残っていること。

遺伝的攪乱

交配可能な種や亜種、同じ種であっても他の地域の個体群や遺伝子組換え作物など、異なる遺伝子情報を持つ個体群が人によって持ち込まれて、在来の地域個体群と交雑することにより起きる、地域個体群の遺伝子組成の攪乱のこと。

オオキンゲイキク

北アメリカ原産のキク科の多年草。日本では緑化植物や観賞植物として利用されていたが、外来種として野外に定着して日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、環境省の特定外来生物に指定されている。

オオハンゴンソウ

北アメリカ原産のキク科オオハンゴンソウ属の多年草。日本には鑑賞植物として明治時代に導入された。日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、環境省の特定外来生物に指定されている。

ODA

発展途上国の経済発展や福祉の向上のために先進工業国の政府及び政府機関が発展途上国に対して行う援助や出資のこと。(Official Development Assistance の略)

<か行>

海浜植物

海岸の砂浜に生育する植物のこと。

花崗岩

火成岩の一種。

河跡湖

蛇行の著しい河川で、河道の変化により一部が取り残されて湖沼となったもの。

カルデラ湖

火山の活動によってできた大きな陥没地に、雨水などが溜まって形成された湖。

環境指標種

成育に特定の環境条件を必要とする生物の種類。環境条件や環境汚染の程度を知る目安になる種。

緩衝帯

ここでは、野生動物と人間の生活領域の間にある場所もしくは地域で、人の生活領域に野生動物を侵入させづらくする機能を持つ。マクロ的には人の手が頻繁にかけられていた里山や田畑の広がるかつての中山間地域がそれに該当するが、過疎化や耕作放棄地の増加、農業の粗放化などで、近年はその機能が失われている。ミクロ的には、道路脇や集落周辺のやぶの刈り払いによって見通しをよくした箇所を緩衝帯という。見通しをよくすることで、その場所に野生動物が出現しづらくなることを目的としている。

間伐

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう林業用語。病虫害、雪折れ、風倒れなどの自然災害に対して抵抗力のある健全な森林を育成し、目的に合った木材を生産するためには不可欠な作業。

共生

異なる生物が共同で生活を営むなどの生物間の相互依存関係を指す。本地域戦略の基本理念の中の「人と自然が共生する」とは、生物多様性の保全や適切な利活用を通じて、生態系サービスを将来にわたって享受できるよう、人と自然との良好な関係を保つことを指す。

グリーンタフ

グリーンは緑色、タフとは火山灰が固まってできる凝灰岩のこと。

グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在し、その自然や文化、人々との交流を楽しむための滞在型の余暇活動のこと。

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。

溪畔林・河畔林

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。溪畔林にはケヤキやサワグルミ、シオジ、トチノキ、河畔林にはヤナギ類やハルニシなどが生育する。

交雑

一般的には、遺伝子の異なる種や亜種、地域個体群間において交配が行われること。近年では、生物多様性保全の分野における外来種と在来種との間での交雑による在来種の遺伝的攪乱が問題となっている。

高茎草原

主にススキやオオイタドリなどの背の高い草本から成る草原のこと。

高齢大径化

樹木が長期間伐採されずに太くなること。

COP10 (生物多様性条約第10回締約国会議)

COPとは、条約における締約国会議（Conference of the Parties）の通称。ここでは、2010年(平成22年)10月に名古屋市で開催された生物多様性条約の10回目となる締約国会議を指す。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」などが採択された。

国内希少野生動植物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種のこと。

ゴサンネンシス

横手市金沢中野の西沼周辺に生息するドブガイ類（和名:キタノタガイ）が新種と認定され、学名（小種名）として採用されたもの。生息地一帯は後三年合戦の古戦場で、この合戦名に由来する。

固有種

特定の国や地域にしか生息・生育・繁殖しない生物学上の種のこと。

混交林

針葉樹と広葉樹が混在して生育する森林で、一斉林、純林、単純林に対するもの。

<さ行>

在来種

元々その地域に生息している生物種のこと。

里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地やため池、草原等で構成される地域概念。里地里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域であるが、過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の低下が進行している。

産業管理外来種

産業又は公益性において重要で、代替性がなくその利用にあたっては適切な管理を要する外来種。

三大美林

秋田スギ（秋田県）、青森ヒバ（青森県）、木曾ヒノキ（長野県）の3つが日本三大美林とされている。

シアノバクテリア

植物分類上、藻類の一群。かつては、藍藻と呼ばれていたが、近年は細菌の一群として扱われることが多い。地球の大気に酸素を最初に供給したと言われている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したものの。

自然再生推進法

自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与する目的で平成 15 年 1 月に施行された。行政だけでなく、地域住民、NPOなどと協力して行うことが特徴である。

重要無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財のうち、特に重要なものとして国が指定したものの。

集落機能の低下

地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能が十分に発揮されないこと。その結果、地域資源の管理の粗放化や耕作放棄の増大、自然環境や景観の悪化、土砂災害の発生、野生鳥獣による被害、伝統・文化の衰退等を招くおそれがある。

常緑広葉樹林

落葉する時期のない、主として広葉樹からなる森林のこと。

植物群落

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられる。

食物連鎖

生物群集にみられる“食う、食われる、分解する”といった種間関係をあらわす概念。

白神こだま酵母

世界遺産・白神山地の秋田県側において採取され分離された野生酵母。

森林環境教育

地球温暖化防止など森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成するため、森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶこと。

森林環境税及び森林環境譲与税

2018年(平成30年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、2019年(平成31年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、創設された税。森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において個人住民税均等割と併せて令和6年度より1人年額1,000円が課税される。森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から都道府県・市区町村に譲与が開始されており、森林の整備等に活用されている。

森林の公益的機能

森林が有する機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など公益性を発揮する機能を指す。

水源のかん養

森林が有する公益的機能のひとつで、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることにより発揮される川などの流量を安定させたり、水質を浄化する働きのこと。

水産多面的機能発揮対策

水産業及び漁村は古くから安全で新鮮な水産物を安定的に提供することに加え、国境の監視、海難救助による生命や財産の保全、保健休養、交流・教育の場などを担ってきた。こうした漁業者等が行う多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう、水産庁が取り組む支援策のこと。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因(光、温度、水、土壌など)を相互に密接な関係を持つ、一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物相

一定の区域に分布する全ての生物を一つにまとめたもの。

雪田植生

山岳地の斜面やくぼ地などにおいて、局地的に多量に降り積もった雪が、夏に遅くまで溶けきらずに残る場所に生育する植物群落のこと。

絶滅危惧（種）

絶滅危惧はレッドリストやレッドデータブックで、生物の種を絶滅の危険性の高さによって分類したカテゴリー項目のグループ。絶滅危惧種は絶滅する危険性が高い生物種。

扇状地

狭い山間地を流れる急流河川が広い平坦地に出た時、その流れが弱まることにより、運ばれてきた土砂が扇状に堆積してできた土地。

<た行>

多自然型工法

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境保全機能を両立させた工法。

ため池

主に農業用水を確保するために水を貯え、取水設備を備えた人工の池のことである。その目的のために新設したり、天然の池沼を改築したりして造られたもの。

天敵

ある生物に対して寄生者や捕食者となる他の生物のこと。

田園環境整備マスタープラン

市町村が地域の実情に即して、中長期的な地域環境のあり方などを取りまとめ、土地改良事業採択前に策定するプランで、地域の環境概況、現状と課題、将来的な地域環境のあり方、土地改良事業にあたっての環境配慮のあり方などが盛り込まれている。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものの中から外来生物法で指定された生物のこと。飼育、栽培、保管、運搬、野外への放出などが禁止されている。

特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯のうち、積雪量が特に多く住民の生活に著しい支障が生じている地域。

土壌浸食

降雨や風などの作用によって土壌が流れ出してしまうこと。

<な行>

長走風穴

大館市長走にある風穴は標高は約 165 メートル前後の低標高域となっているが、風穴から吹き出る冷たい風の影響により、周囲の植生とは明らかに区別できる高山性の植物が多く生育している。「長走風穴高山植物群落」として 1926 年(大正 15 年)に国の天然記念物に指定されている。

那須火山帯

北海道南西部から東北地方中央部を通り、長野県北東部にいたる火山帯。

ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌(カビの一種)により、感染木が急激に枯死する伝染病。ナラ菌に感染した部分の細胞が死ぬと樹液の流れが止まり木が枯れる。カシノナガキクイムシは大径木ほど多く羽化するため、高齢のナラ林での被害が大きくなる。かつて、ナラ林は薪炭林として利用されており、適宜伐採されていたことから若齢林であったため、カシノナガキクイムシの繁殖が抑えられていたと考えられている。本県では 2006 年(平成 18 年)に初めて被害が確認された。

二次的生態系

人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれにあたる。

二次林

自然林が伐採されたあと、自然または人為的に再生された林。

日本海要素植物

多雪地帯である日本海側に分布の中心を持つ植物のこと。

<は行>

伐期

育成した林木を伐採して収穫する時期で、いわゆる林木の生産期間にあたる。

氾濫原植生

河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある低地部分に自生した植物群。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。近年、都市開発等に伴い池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、生物多様性を確保するため、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが重要視されてきている。

檜山安東氏城館跡

能代市の檜山集落の東側丘陵にあった山城跡。檜山城跡と周辺の大館跡、茶臼館跡、国清寺跡とあわせて、国の史跡に指定。

複層林

樹木の枝葉の空間である樹冠が連なったものを林冠と言うが、複層林は林冠が上下段違いに2つ以上形成されている森林を指す。

風衝草原

山頂付近などの強風で継続的な強風が生じる「風衝地」と呼ばれる場所に見られる草原。

豚熱

CSFウイルスによる豚やイノシシの伝染病で高い致死率と強い感染力が特徴。人に感染することはない。

保健休養機能

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりできる効果。

ふるさと秋田元気創造プラン

概ね 10 年後の、秋田の「目指す姿」を見据えた将来ビジョンと、その実現に向けた具体的な戦略により、「ふるさと秋田」の元気創造に向け、県民と一丸となって取組を進めていくための県政の運営方針。

圃場整備

水田や畑をより良い基盤条件をもつ農地に整備すること。

捕食圧

ある生物群に対する、捕食者による捕食が及ぼす作用。個体数の増減に関わる。

<ま行>

マツノザイセンチュウ（マツ材線虫病）

マツ属を中心としたマツ科樹木に発生する感染症。枯死要因はマツノザイセンチュウという体長 1mm 程の外来種のセンチュウである。センチュウは他の林木へ自ら移動することができず、マツノマダラカミキリという運搬者により健全木へ乗り移る。一旦、被害が激化すると沈静するのは極めて困難。2010 年(平成 22 年)以降北海道を除く本州以南の 46 都府県全てで確認されている。

緑の回廊

生物多様性の保全・確保などを目的として計画された野生生物の移動通路（コリドー）となる森林などの連なり。国有林では全国的に設定されている。秋田県の民有林においても国有林の「奥羽山脈緑の回廊」の途切れた部分を補完するため 2003 年度(平成 15 年度)・2004 年度(平成 16 年度)に東成瀬村と旧山内村を連結する区域面積 6,112ha を設定している。

藻場

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指す。沿岸域の生物生産の主要域となっており、ハタハタなどの産卵場として機能している。

<ら行>

落葉広葉樹林

生育に不適な季節になると全ての葉を落とす広葉樹などからなる森林。

<わ行>

ワンド

河川敷にできた入り江、川の淀みや淵のことで、川の本流から離れている場合も含めて指す。様々な生物が生息する豊かな環境であることが認識され、その価値が評価されている。

なお、河川の蛇行や氾濫により自然に形成されているほか、河川改修や構造物などに囲まれることによって人為的な要因で形成されることもある。